第三条の十二の九第一項の表法第六十二条第一項の項中「附則第九条の三第三項」を「第九条の三第三項」に、「附則第十三条の五第一項」を「第十三条の五第一項」に、「附則第二十九条第三項及び第四項」を「第二十九条第三項」に改め、同表第一条の四第一項の項を次のように改める。

第一条の四第一項	及び第三項並びに	及び第三項並びに第七十八条の十八第一項、同条第二項において準用する法第七十八条の十第二項並びに法

第三条の十二の九第一項の表第三条の五第一項第一号の項中「この項」の下に「及び第十二条の二」を加える。

第三条の十三第一項中「「により当該」を「又は第三項の規定」に、「又は」を「若しくは第三項の規定又は」に、「ことにより当該」を「こと」に改め、同条第五項の表第一項第一号の項中欄中「により当該」を「又は第三項の規定」に改め、同項下欄中「又は」を「若しくは第三項の規定又は」に改め、「により当該」を削る。

第三条の十三の二第一項の表第一項の項中「四年」を「九年」に改め、同表第二項の項中「五年」を「十年」に改める。

第六条の三中「千分の五」を「千分の四」に改める。

第六条の七を削る。

第八条の二の三第一項及び第二項第二号ロ中「千分の五」を「千分の四」に改める。

第八条の二の六第二号中「次号」の下に「及び第四号」を加え、同条第十六号中「場合」の下に「（当該資格の取得から三号分割時の標準報酬の改定等までの間に同条第二項の規定による改定が行われた場合を除く。）」を加え、「同項」を「同条第三項」に改め、同号を同条第十九号とし、同条第十五号中「次号」の下に「及び第十九号」を加え、同号を同条第十七号とし、同号の次に次の一号を加える。

十八　六十五歳以上の被保険者である法附則第十三条の四第三項の規定による老齢厚生年金の受給権者について、法第四十三条第二項の規定による改定が行われた後、三号分割時の標準報酬の改定等が行われた場合（同項の規定による改定から三号分割時の標準報酬の改定等までの間に同条第三項の規定による改定が行われた場合を除く。）直近の同条第二項の規定による改定に係る同項に規定する基準日の属する月前における被保険者期間

第八条の二の六中第十四号を第十六号とし、第八号から第十三号までを二号ずつ繰り下げ、同条第七号中「場合」の下に「（当該資格の取得から三号分割時の標準報酬の改定等までの間に同条第二項の規定による改定が行われた場合を除く。）」を加え、「同項」を「同条第三項」に改め、同号を同条第九号とし、同条第六号中「次号」の下に「及び第九号」を加え、同号を同条第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

八　六十五歳以上の被保険者である法附則第七条の三第三項の規定による老齢厚生年金の受給権者について、法第四十三条第二項の規定による改定が行われた後、三号分割時の標準報酬の改定等が行われた場合（同項の規定による改定から三号分割時の標準報酬の改定等までの間に同条第三項の規定による改定が行われた場合を除く。）直近の同条第二項の規定による改定に係る同項に規定する基準日の属する月前における被保険者期間

第八条の二の六中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、同条第三号中「場合」の下に「（当該資格の取得から三号分割時の標準報酬の改定等までの間に同条第二項の規定による改定が行われた場合を除く。）」を加え、「同項」を「同条第三項」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三　被保険者である法第四十二条の規定による老齢厚生年金の受給権者について、法第四十三条第二項の規定による改定が行われた後、三号分割時の標準報酬の改定等が行われた場合（同項の規定による改定から三号分割時の標準報酬の改定等までの間に同条第三項の規定による改定が行われた場合を除く。）直近の同条第二項の規定による改定に係る同項に規定する基準日の属する月前における被保険者期間

第八条の三第一項中「又は」を「又は第三項」とあるのは「若しくは第三項」と、「又は」に、「当時」を「当時」」に、「、一の期間に基づく附則第七条の三第三項」を「、一の期間に基づく同条第三項」に、「達した」を「達した」」に改める。

第八条の五第三項の表附則第十一条の二第一項の項中「次項各号」を「次項」に改め、同表附則第十一条の二第二項の項中

当該老齢厚生年金	当該一の期間に基づく老齢厚生年金

を

当該老齢厚生年金	当該一の期間に基づく老齢厚生年金控除して得た額

に改め、同表附則第十一条の二第二項第一号及び第二号の項から附則第十一条の二第二項第四号の項までを削り、同表附則第十一条の三第一項の項中

当該老齢厚生年金	当該一の期間に基づく老齢厚生年金

を

当該老齢厚生年金	当該一の期間に基づく老齢厚生年金控除して得た額

に改め、同表附則第十一条の三第一項第一号及び第二号の項から附則第十一条の三第一項第四号の項までを削る。

第八条の七第一項の表第一項の項中欄中「により当該」を「又は第三項の規定」に改め、同項下欄中「又は」を「若しくは第三項の規定又は」に改め、「により当該」を削り、同表第二項の項中欄中「により当該」を「又は第三項の規定」に改め、同項下欄中「又は」を「若しくは第三項の規定又は」に改め、「により当該」を削り、「当時当該一の期間に基づく附則第八条」を「当時当該一の期間に基づく同条」に改め、同項中

当該被保険者期間の	当該

を

当該被保険者期間の同条の	当該一の期間に基づく同条の

に改め、同表第三項の項中欄中「により当該」を「又は第三項の規定」に改め、同項下欄中「又は」を「若しくは第三項の規定又は」に改め、「により当該」を削る。